

発達障害者の就労をすすめるための 支援ガイドブック

～発達障害者の雇用と職場定着に向けて～



埼玉県マスコット「コバトン」

発達障害者は、職場の理解と少しの配慮によって、その能力を発揮し、十分に働くことができます。

この資料は、企業の皆様に発達障害について御理解いただくとともに、発達障害者の雇用や職場定着に向けた支援制度を御案内するものです。

埼玉県発達障害総合支援センター



【 索 引 】

- ◆ 発達障害とは … P 2
- ◆ 発達障害者と障害者手帳制度 … P 3
- ◆ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく
発達障害者の位置づけ … P 4

《助成制度・支援制度》

- ◆ 賃金の助成制度 … P 6
- ◆ 施設・設備の整備や雇用管理等を行う場合の助成制度 … P 7
- ◆ 障害者を多数雇用している事業主への支給金制度 … P 7
- ◆ 試行的な雇用支援制度 … P 8
- ◆ 埼玉障害者職業センターによる支援 … P 8
- ◆ 発達障害者就労支援センターによる支援 … P 9
- ◆ 発達障害者支援センターによる支援 … P 9

《支援機関リスト》

- ◆ 就労相談・就労支援関係機関一覧 … P 11
- ◆ 就労以外の相談支援機関一覧 … P 15
- ◆ 発達障害者の一般就労に向けた訓練機関一覧 … P 16

《参考資料》

- ◆ 職場で配慮が必要な発達障害者の特徴とその配慮例 … P 21
- ◆ 発達障害者の強み … P 23
- ◆ 主な出典 … P 24

発達障害とは

発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

◆**発達障害の特性**（ただし、発達障害者の特性は重複している場合が多く、明確に以下の分類をすることは困難です。）

【出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「発達障害者のための職場改善に関する好事例集」】

自閉症

自閉症とは、「社会性」「コミュニケーション」「想像力」の3つの領域について発達の偏りがある障害です。現れ方や程度は人それぞれ異なります。3つの特徴の他、視覚・聴覚・味覚・嗅覚・聴覚における過敏・鈍感といった感覚の障害、靴紐が結べない、スキップや縄跳びができない等の不器用さ、集中が困難で妨害刺激の影響を受けやすい、多くの刺激から必要な刺激を選択できないといった注意障害が特徴として見られる場合があります。また、知的障害を伴わない場合は高機能自閉症と呼ぶこともあります。

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群は、知的発達に明らかな遅れがなく、自閉症の3つの特徴のうち言語発達の遅れがあまり見られない場合とされていますが、杓子定規な文法どおりの話し方、理屈や事実関係にこだわり話が細かすぎる、感情表現や言外の意味を読み取ることが苦手等の傾向があります。

ADHD（注意欠陥多動性障害）

注意欠陥性多動性障害は、ケアレスミスが多い、注意散漫といった「不注意」、落ち着きなく動きまわる、じっとしてられないといった「多動性」、せっかち、後先を考えずに飛び出してしまうといった「衝動性」を主な特徴としています。

LD（学習障害）

学習障害は、一般的には、全般的な知的発達の遅れがないにも関わらず、読み書き能力や計算能力などの学習面の能力に限定的な障害やアンバランスさが見られることを指します。なお、これらは勉強不足からくるものではなく、視空間認知（物の見え方が違う）ためにくるのではないかとされています。

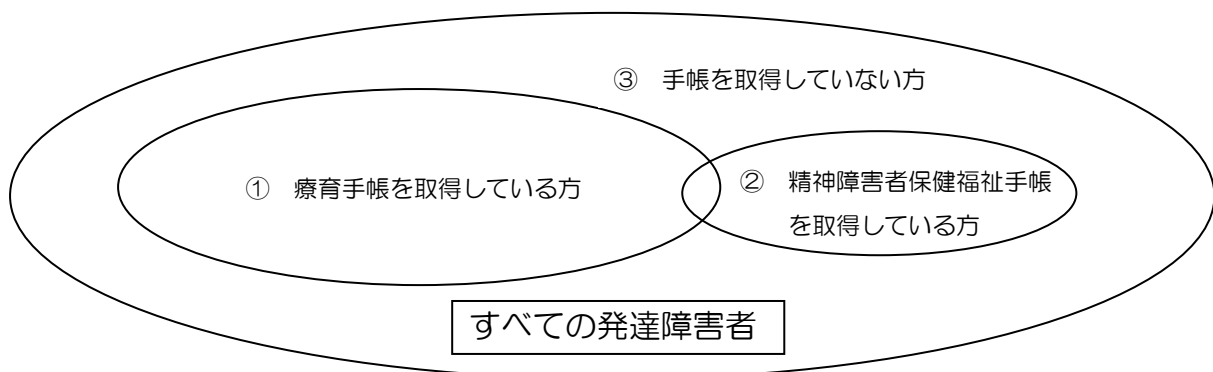
発達障害者と障害者手帳制度

発達障害者は、障害者手帳の有無又は種類によって以下のように分類され、障害者雇用促進法に基づく制度上の取扱いが異なります。

現在、発達障害者のためだけの障害者手帳はありませんので、知的に遅れがない、精神疾患を抱えていない方は手帳の交付対象にならないことがあります。

◇ 発達障害者のうち…

- ・ 知的障害を伴う方
→ 「療育手帳」の取得が可能です。
- ・ 日常生活若しくは社会生活に制約がある方
→ 「精神障害者保健福祉手帳」の取得が可能な場合があります。



① 療育手帳を取得している方

「障害者の雇用の促進等に関する法律」による雇用義務の対象です

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の算定対象となります

② 精神障害者保健福祉手帳を取得している方

「障害者の雇用の促進等に関する法律」による雇用義務の対象ではありません

※ 法改正により、平成30年4月1日から対象となります

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の算定対象となります

③ 手帳を取得していない方

障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の対象となりません

◇ 発達障害者の中には、③のグループに属する以下のような方が多くいます。職場では、彼らに対してできる限りの配慮をお願いいたします。

- ・ 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得要件に当てはまらない方
- ・ 手帳の取得は可能だが取得したくないと考えている方
- ・ 発達障害の診断を受けていない方
- ・ 発達障害に気づいていない方

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく発達障害者の位置づけ

◆法定雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、従業員50人以上規模の事業主は法定雇用率によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合は、雇用障害者の算定対象に加えることができます。

発達障害者も、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は算定対象となります。

【法定雇用率（平成25年4月1日～）】

一般民間企業：2.0%、特殊法人等 2.3%、国・地方公共団体 2.3%、
教育委員会（一部を除く）2.3%

※平成30年4月1日から民間企業の法定雇用率は2.2%に、特殊法人等、国・地方公共団体の法定雇用率は2.5%に引き上げられ、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに発達障害者も含めた精神障害者が追加されます。

【法定雇用障害者数の算定方法】

法定雇用障害者数 = (常用労働者数 + (短時間労働者数 × 0.5)) × 法定雇用率

【雇用障害者数の算定方法】

雇用形態	障害者	算定数
常用労働者 (30時間以上)	重度身体・知的障害者	1人を2人として算定
	身体・知的・精神障害者	1人を1人として算定
短時間労働者 (20時間以上30時間未満)	重度身体・知的障害者	1人を1人として算定
	身体・知的・精神障害者	1人を0.5人として算定

平成28年6月1日現在の実雇用率

全 国 の民間企業 1.92% (前年比0.04ポイント上昇)
埼玉県 の民間企業 1.93% (全国30位)

◆雇用納付金制度

法定雇用率を下回っている事業主（従業員100人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて障害者雇用納付金（不足1人につき月額5万円*）を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金（超過1人につき月額2万7千円）、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。※P7参照

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

対象は、昭和51年10月以降、常用労働者301人以上雇用する事業主としてきましたが、平成22年7月からは常用労働者200人を超える事業主、平成27年4月からは常用労働者100人を超える事業主に拡大されました。

<納付金の減額特例*>

制度の適用から5年間は納付金の減額特例が適用され、不足1人につき月額4万円となります。

常用労働者100人超200人以下の事業主 → 平成27年4月～平成32年3月まで法定雇用率を達成している事業主も申告が必要です。

◆雇用率算定の特例

<特例子会社>

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしていると厚生労働大臣の認定を受けた場合には、親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。

親会社の要件：①親会社が子会社の意思決定機関を支配していること。

②子会社への役員派遣、従業員の出向など人的交流が密であること。

子会社の要件：①株式会社であること。

②常用雇用障害者数5人以上かつ常用労働者に占める障害者の割合が20%以上であること。

③常用雇用障害者の合計数に占める常用の重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数の割合が30%以上であること。

④障害者のための施設・設備を改善したり、専任の指導員を配置したりして、特別な配慮を行っていること。

⑤障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

<関係会社特例>

特例子会社を保有する企業が特例子会社以外のその他の子会社（関係会社）を含めて障害者雇用を進める場合で、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、関係会社についても親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。

<企業グループ算定特例>

特例子会社が無い場合であっても、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、企業グループ全体で実雇用率を通算できます。

<事業協同組合等算定特例>

中小企業が事業協同組合等を活用して協同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合（特定組合等）とその組合員である中小企業（特定事業主）で実雇用率を通算できます。



賃金の助成制度

◆特定求職者雇用開発助成金

①特定就職困難者コース

【問合せ：各ハローワーク】

ハローワーク等の紹介で障害者（身体・知的・精神障害者）を継続して雇用したとき、賃金の一部を一定期間助成する制度です。

対象労働者の区分		支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	身体・知的障害者	120万円（50万円）	2年（1年）
	重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	240万円（100万円）	3年（1年6か月）
短時間労働者	障害者	80万円（30万円）	2年（1年）

※（ ）内は大企業の場合の金額・期間

②発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

【問合せ：各ハローワーク】

ハローワーク等の紹介で障害者手帳を所持していない発達障害者及び難病のある人を継続して雇用したとき、賃金の一部を一定期間助成する制度です。

対象労働者の区分	支給総額	助成対象期間
短時間労働者以外	120万円（50万円）	2年（1年）
短時間労働者	80万円（30万円）	2年（1年）

※（ ）内は大企業の場合の金額・期間

③障害者初回雇用コース

【問合せ：各ハローワーク】

障害者（身体・知的・精神障害者）を初めて継続して雇用する企業を助成する制度です。

区分	支給要件	支給額
常用労働者50人～300人の事業主	障害者雇用の経験のない中小企業において、ハローワーク等の紹介により、初めて身体・知的・精神障害者を雇用し、当該雇入れ日の翌日から3ヶ月以内に法定雇用率を達成する場合	120万円

◆在宅就業障害者特例調整金・特例報奨金

【問合せ：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】

在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注した事業主に対し、その雇用している障害者数に応じて支給する制度です。

区分	支給額
在宅就業障害者特例調整金	事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払総額／評価額（35万円）×調整額（21,000円）
在宅就業障害者特例報奨金	事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払総額／評価額（35万円）×調整額（17,000円）

施設・設備の整備や雇用管理等を行う場合の助成制度

- ◆**障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)** 【問合せ：各ハローワーク】
 職場定着支援計画の認定を受けた上で雇い入れた障害者に対し、職場支援員の配置など、障害特性に応じた特定の措置を行う事業主への助成金です。

- ◆**障害者作業施設設置等助成金** 【問合せ：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
 作業施設・作業設備の整備等を行う事業主への助成金です。 《助成率：2/3》

- ◆**障害者福祉施設設置等助成金** 【問合せ：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
 福利厚生施設の整備等を行う事業主への助成金です。 《助成率：1/3》

- ◆**障害者介助等助成金** 【問合せ：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
 雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主への助成金です。 《助成率：3/4 他》

- ◆**重度障害者等通勤対策助成金** 【問合せ：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
 通勤を容易にするための措置を行う事業主への助成金です。 《助成率：3/4》

- ◆**重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金**
 【問合せ：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
 1年以上継続して10人以上の重度障害者を雇用し、かつ、1年以上継続雇用している労働者に占める重度障害者数の割合が10分の2以上の事業所であって、これら重度障害者のために事業施設等の設置・整備を行う事業主への助成金です。 《助成率：2/3 他》

障害者を多数雇用している事業主への支給金制度

- ◆**障害者雇用調整金・報奨金** 【問合せ：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課】
 障害者を多数雇用している事業主への支給金制度です。

区分		支給要件	支給額
調整金	常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主	法定雇用率(2.0%)を超えて障害者を雇用している場合に支給	1人月額27,000円
報奨金	常時雇用している労働者の数が100人以下の事業主	各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数を超えて障害者を雇用している場合に支給	1人月額21,000円

試行的な雇用支援制度

◆トライアル雇用助成金

①障害者トライアルコース

【問合せ：各ハローワーク】

障害者の知識や雇用経験がないことから障害者雇用をためらっている事業主に、障害者を3か月間の試行雇用の形で受け入れてもらい、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める制度です。

支給対象期間：原則3か月

支給額：対象者1人あたり月額4万円

（精神障害者を初めて雇用する場合は月額最大8万円）

②障害者短時間トライアルコース

【問合せ：各ハローワーク】

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職について、3か月から12か月の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う雇用主に助成する制度です。

支給対象期間：3か月以上、最長12か月

支給額：対象者1人あたり月額2万円

埼玉障害者職業センターによる支援

※利用にあたって手帳の有無は問いません。

◆職業指導・職業評価（本庁舎）

就職、職場適応への希望などを把握した上で、障害特性やこれまでの状況などを整理し、就職、職場適応に必要な支援内容・方法等を含む、個人の状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定します。また、ご自身の特性を理解した上で、就職活動、職業選択、職場適応がより良く進められるよう相談や助言を行います。

◆ジョブコーチ支援（本庁舎）

就職または職場への適応に際して課題がある障害者が職場で安定して働くことができるように、ジョブコーチが事業所へ出向いて、障害者やその家族、職場の方々に対して職場適応などに関するきめ細かな支援を行う制度です。

支援期間：1～8か月の範囲で個別に必要な期間を設定します。

事業主への支援例：

- ①障害に配慮した雇用管理の方法についての支援
- ②障害者との接し方、指示の与え方等効果的な指導の方法についての支援
- ③休憩時間の障害者との交流、家庭との連絡方法など

◆職業準備支援（就職・復職支援）（職業準備支援室）

職業講話、事業所見学、職場での作業体験等を通じて、職業に関する知識を習得するための支援を行います。また、対人技能訓練、簡易作業体験等を通じて、障害特性等に配慮しつつ社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

カリキュラムの中には、発達障害者の特性に合わせた「就労支援カリキュラム」もあります。「対人技能（JST）」や「作業マニュアル作成」、「問題解決技能（SOCCSS法）」、「ストレス対処法」等の講座による支援を通じて、社会生活技能や作業遂行力の向上を目指します。また、支援を通じてご自身が、得意・不得意、課題への対処方法、企業に求める配慮事項などを整理できることを目指します。更に、必要に応じて、カリキュラムで学んだ内容を事業所での体験実習で実践する支援を

行い、併せて、実際の就職に際してジョブコーチ支援を行います。

【問合せ：埼玉障害者職業センター】

さいたま市桜区下大久保136-1

電話 048-854-3222 FAX：048-854-3260

代表メールアドレス：saitama-ctr@jeed.or.jp（本庁舎・支援室共通）

【問合せ：埼玉障害者職業センター職業準備支援室】

さいたま市南区沼影1-20-1 武蔵浦和大栄ビル302号室

電話：048-872-1300 FAX：048-865-5356

発達障害者就労支援センターによる支援

◆発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川口/草加/川越/熊谷」

【問合せ：発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川口/草加/川越/熊谷」】

発達障害者就労支援センターでは、就労を希望する発達障害者に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで提供します。

オフィス環境での実践的な就労訓練を通じて、特性に対する自己理解と仕事への対応力を高め、一人一人に合った就労につなげます。

- (1) 就 労 相 談：就労に関する相談を電話や個別面談で受け付けます。
- (2) 職業能力評価：面接や作業体験を通じて得意不得意を見極めます。
- (3) 就 労 訓 練：オフィスを模した環境で実践的なトレーニングを行います。
- (4) 就職活動支援：ハローワークへの同行や企業への雇用の働き掛けを行います。
- (5) 職場定着支援：就職後も職場を訪問するなどして本人と企業双方をフォローします。

ジョブセンター川口	川口市本町 4-1-8	川口センタービル4階
	電話：048-227-3400	
ジョブセンター草加	草加市氷川町 2101-1	シーバイオビル3階
	電話：048-929-7600	
ジョブセンター川越	川越市脇田本町 13-5	川越第一生命ビル5階
	電話：049-249-8772	
ジョブセンター熊谷	熊谷市桜木町 1-137	サンライズ桜木・堀口第2ビル4・5階
	電話：048-501-8917	

発達障害者支援センターによる支援

◆埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」の就労支援

【問合せ：埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」】

発達障害者支援センターは、発達障害者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。発達障害者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。特に「まほろば」では、以下のような成人期の就労

支援を重点的に行っています。

(1) 就労準備アセスメントによる支援

発達障害者や家族が就労のイメージや発達障害の特性に気づいて就労に向けた目標を整理できるよう、就労準備アセスメントを用いて本人に適した個別的就労支援を行います。

(2) 就労に係る支援手法の普及

発達障害者の就労支援を行う障害者就業・生活支援センターや市町村障害者就労センター等に対し、埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」が実施する支援手法の普及研修を行います。

(3) 企業・就労支援機関等への個別支援

企業等からの要望に応じて、個別相談や支援会議などを開催し、発達障害者の就職及び職場定着の支援を行います。

(4) 市町村・事業所等への巡回支援

圏域ごとに市町村や就労移行支援事業所などの発達障害者の就労支援に関わる機関に対して巡回指導を実施し、就労支援に係る研修や情報の共有等を行います。

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」 川越市平塚新田字東河原 201-2 TEL049-239-3553・3554
--

就労相談・就労支援関係機関一覧

※ 障害者全般が支援の対象となります。

◆障害者就業・生活支援センター（県内10か所・さいたま市を除く）

雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を、県全域を対象に行っています。

名称	所在	電話
障害者就業・生活支援センターZAC	東松山市小松原町 17-19	0493-24-5658
障害者就業・生活支援センターこだま	児玉郡美里町小茂田 756-3	0495-76-0627
埼玉北障害者就業・生活支援センター	久喜市青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
障害者就業・生活支援センターCSA	上尾市柏座 1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
障がい者就業・生活支援センター遊谷	熊谷市江南中央 1-1 熊谷市役所江南庁舎（江南行政センター）3階	048-598-7669
秩父障がい者就業・生活支援センターキャップ	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	0494-21-7171
障害者就業・生活支援センターかわごえ	川越市中台南 2-17-15 川越親愛センター相談室内	049-246-5321
東部障がい者就業・生活支援センターみらい	草加市栄町 2-1-32 ストーク草加弐番館 1階	048-935-6611
障害者就業・生活支援センターみなみ	戸田市新曽 1993-21 カーサ・フォルテ北戸田 1階	048-432-8197
障害者就業・生活支援センターSWAN	新座市菅沢 1-3-1	048-480-3603

◆市町村障害者就労センター（県内40か所・さいたま市を除く）

障害者の就労機会の拡大を図るため市町村が設置し、障害者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援を行っています。

名称	所在	電話
ところざわ就労支援センター	所沢市泉町 1861-1 所沢市子どもと福祉の未来館 1階	04-2921-9200
新座市障がい者就労支援センター	新座市野火止 1-1-1 新座市役所第2庁舎 1階	048-477-1552
東松山市障害者就労支援センターZAC	東松山市小松原町 17-19	0493-24-5658
幸手市障害者就労支援センター	幸手市天神島 1030-1 幸手市保健福祉総合センター内	0480-43-6711
川越市障害者就労支援センター	川越市石原町 2-33-1	049-227-5335
秩父障がい者就労支援センターキャップ	秩父市熊木町 12-21 さやかサポートセンター内	0494-21-7171
久喜市障がい者就労支援センター	久喜市青毛 753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
草加市障害者就労支援センター	草加市栄町 2-1-32 ストーク草加弐番館 1階	048-935-6611
蕨市障害者就労支援センター	蕨市錦町 3-3-27 蕨市総合社会福祉センター内	048-432-6820
越谷市障害者就労支援センター	越谷市東越谷 1-5-6 越谷市産業雇用センター 3階	048-967-2422
春日部市障害者就労支援センター	春日部市樋掘 369-1	048-752-7483

名称	所在	電話
	春日部市リサイクルショップ内	
八潮市障害者就労支援センター	八潮市中央 1-2-1 八潮市役所内	048-996-2964
川口市障害者就労支援センター	川口市西青木 5-2-43 クサカビル1階	048-259-3976
狭山市障害者就労支援センター	狭山市富士見 1-1-11 狭山市障害者基幹相談支援センター内	04-2937-7864
ふじみ野市障害者就労支援センター	ふじみ野市大井中央 2-2-1 大井総合福祉センター3階	049-266-1186
桶川市障害者就労支援センター	桶川市坂田 777	048-729-1255
熊谷市障害者就労支援センター	熊谷市江南中央 1-1 熊谷市役所江南庁舎(江南行政センター)3階	048-598-7662
上尾市障害者就労支援センター	上尾市柏座 1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
飯能市障害者就労支援センター	飯能市新町 2-10 ジョイステ-ジ飯能 203	042-971-2020
深谷市障害者就労支援センター	深谷市本住町 12-8 深谷市ボランティア交流センター内	048-573-6561
三郷市障がい者就労支援センター	三郷市幸房 1433	048-953-1521
杉戸町障がい者就労支援センター	北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29 杉戸町役場内	0480-33-1713
戸田市障害者就労支援センター	戸田市笹目 2-9-1 福祉作業所かがやき2階	048-471-9333
吉川市障がい者就労支援センター	吉川市中井 3-177-2 吉川フレンドパーク内	048-981-8882
和光市障害者就労支援センター	和光市広沢 1-5 和光市役所内	048-464-1111
富士見市障害者就労支援センター	富士見市鶴馬 1800-1 富士見市役所内	049-251-2711
入間市障害者就労支援センターりぼん	入間市豊岡 1-16-1 入間市役所3階	04-2901-7088
志木市障がい者等就労支援センター (ジョブスポットしき就労支援センター)	志木市中宗岡 1-1-1 志木市役所内	048-473-1464
朝霞市はあとびあ障害者就労支援センター	朝霞市浜崎 51-1 朝霞市総合福祉センター内	048-486-2575
児玉郡市障がい者就労支援センター	本庄市小島南 2-4-9 本庄市障害福祉センター内	0495-22-3064
鴻巣市障がい者就労支援センター	鴻巣市本町 1-2-1 エルミこうのすアネックス3階(ジョブサポートこうのす内)	048-577-3518
蓮田市障がい者就労支援センター	蓮田市関山 4-5-6	048-769-7122
日高市障がい者就労支援センター「えるむ」	日高市楡木 201 日高市総合福祉センター内	042-985-9100
鶴ヶ島市生活サポートセンター	鶴ヶ島市三ツ木 16-1 鶴ヶ島市役所6階	049-277-4116
北埼玉障がい者就労支援センター	羽生市砂山 210	048-561-0296
坂戸市障害者就労支援センター	坂戸市石井 2327-6 坂戸市福祉センター2階	049-283-6161
毛呂山町・越生町障害者就労支援センター	入間郡毛呂山町川角 449-1 あいあい作業所内	049-295-2030
寄居町障害者就労支援センター	大里郡寄居町寄居 1180-1 寄居町役場内	048-581-2121
北本市障がい者就労支援センター	北本市本町 1-111 北本市役所内	048-594-5535
三芳町障がい者就労支援センター	入間郡三芳町藤久保 27-9	049-259-2525

◆公共職業安定所（ハローワーク）（県内 15 か所）

「職業紹介窓口」では、仕事の紹介をはじめ、どんな仕事がいいのか決められない、具体的な求職活動の仕方がわからないなど、就職に関する様々な相談を行っています。障害者専門の相談窓口で障害の特性に応じた就職支援を行っています。

名称	所在	電話	管轄区域
川口	川口市青木 3-2-7	048-251-2901	川口市、蕨市、戸田市
熊谷	熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄 (出張所)	本庄市中央 2-5-1	0495-22-2448	本庄市、上里町、美里町、神川町
大宮	さいたま市大宮区大成町 1-525	048-667-8609	さいたま市（西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区）、 鴻巣市（旧吹上町、旧川里町をのぞく）、上尾市、桶 川市、北本市、蓮田市、伊奈町
川越	川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 1 階	049-242-0197	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市
東松山 (出張所)	東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240	東松山市、小川町、嵐山町、川島町、吉見町、 滑川町、ときがわ町、鳩山町、東秩父村
浦和	さいたま市浦和区常盤 5-8-40	048-832-2461	さいたま市（中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）
所沢	所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎	04-2992-8609	所沢市、狭山市、入間郡三芳町、 入間市（仏子・野田・新光をのぞく）
飯能 (出張所)	飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345	飯能市、日高市、毛呂山町、越生町 入間市（仏子・野田・新光）
秩父	秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215	秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町、横瀬町
春日部	春日部市下大増新田 61-3	048-736-7611	春日部市、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、 宮代町
行田	行田市長野 943	048-556-3151	行田市、加須市、羽生市、 鴻巣市（旧吹上町、旧川里町）
草加	草加市弁天 4-10-7	048-931-6111	草加市、三郷市、八潮市
朝霞	朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233	朝霞市、志木市、和光市、新座市
越谷	越谷市東越谷 1-5-6	048-969-8609	越谷市、吉川市、北葛飾郡松伏町

◆埼玉労働局職業安定部職業対策課

（さいたま市中央区新都心 11-2 TEL048-600-6209）

<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

埼玉労働局は国の機関で、職業対策課では障害者の雇用対策や職業指導などを行っています。

◆公益社団法人埼玉県雇用開発協会

（さいたま市浦和区仲町 2-16-4 岩井ビル 4 階A号室 TEL048-824-8739）

<http://www.saitama-koyou.or.jp/>

障害者、高齢者等の雇用並びに就業への啓発、指導及び援助などを行っています。

◆埼玉障害者職業センター

（本庁舎：さいたま市桜区下大久保 136-1 TEL048-854-3222）

（職業準備支援室：さいたま市南区沼影 1-20-1

武蔵浦和大栄ビル 302 号室 TEL048-872-1300）

<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/saitama/index.html>

障害者の職業自立のための職業相談から就職後の職場適応指導までの業務を専門的かつ総合的に行う機関として、公共職業安定所と連携し、職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業、うつ病等による休職者を対象とした職場復帰支援（リワーク支援）などの業務を

行っています。

◆**国立職業リハビリテーションセンター**

(所沢市並木4-2 Tel04-2995-1711)

<http://www.nvrcd.ac.jp/>

隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと協力して、就職を希望する障害者に対し、職業評価、職業訓練及び職業指導を一貫した体系のもとに実施するとともに、障害者の職業訓練に関する先駆的な取組及び成果の普及等を行っています。

◆**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 高齢・障害者業務課**

(さいたま市緑区原山2-18-8 ホリテセンター埼玉 本館4階 Tel048-813-1112)

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/saitama/>

障害者雇用納付金等の申告・申請受付、各種助成金の申請受付及び障害者雇用に関する講習・啓発活動等を行っています。

◆**埼玉県障害者雇用サポートセンター**

(さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館1階 Tel048-827-0540)

<http://www.koyou-support.jp/>

企業に対して障害者雇用にあたっての具体的な支援を行うほか、関係機関が実施する就労支援を側面からサポートします。

◆**埼玉県立職業能力開発センター**

(さいたま市北区櫛引町2-499-11 Tel048-651-3122)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0810/>

障害者が就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身に付け雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練と、施設内において知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。

◆**若者自立支援センター埼玉**

(川口市川口3-2-2 川口若者ゆめワーク3階 Tel048-255-8680)

<http://www.yisc-saitama.com/>

対人関係が苦手な就活に自信がない、なかなか内定がもらえない、ブランクが長くてきっかけがつかめないなど、「働きたいけど、働けない」状態から抜け出すきっかけを提案して、はじめの一步を踏み出すお手伝いをする就業支援施設です。

◆**ヤングキャリアセンター埼玉**

(さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3階 Tel048-826-5931)

<http://yccs.jp/>

埼玉県がハローワークと連携して設置した、就業を希望する44歳までの方のためのワンストップセンター(通称ジョブカフェ)です。自分に向いている仕事が見つからない、そろそろ定職につきたい、就職が決まらないまま卒業してしまった、転職について悩んでいる方の就職活動を支援します。発達障害の専門支援窓口はありません。

就労以外の相談支援機関一覧

◆埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

(川越市平塚新田字東河原 201-2 TEL049-239-3553・3554)

<http://www.mahoroba.server-shared.com/>

発達障害児(者)及びその家族、支援者に対する療育、生活支援及び就労支援などに関する相談と普及啓発や研修などを実施しています(さいたま市にお住まいの方は、さいたま市発達障害者支援センター(Tel048-859-7422)へお問い合わせください)。

◆保健所(県内13か所)

地域保健に関する広域的・専門的拠点として、感染症に関する相談 エイズなどの性感染症や肝炎ウイルスに関する相談および検査、心の健康相談等の専門的保健サービスを行っています。

名称	所在	電話	管轄区域
川口	川口市前川 1-11-1	048-262-6111	川口市、蕨市、戸田市
朝霞	朝霞市青葉台 1-10-5	048-461-0468	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部	春日部市大沼 1-76	048-737-2133	春日部市、松伏町
草加	草加市西町 425-2	048-925-1551	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣	鴻巣市東 4-5-10	048-541-0249	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
東松山	東松山市若松町 2-6-45	0493-22-0280	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村
坂戸	坂戸市石井 2327-1	049-283-7815	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須	加須市南町 5-15	0480-61-1216	行田市、加須市、羽生市
幸手	幸手市中 1-16-4	0480-42-1101	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷	熊谷市末広 3-9-1	048-523-2811	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄	本庄市前原 1-8-12	0495-22-6481	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父	秩父市桜木町 8-18	0494-22-3824	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

川越市保健所 川越市小ヶ谷 817-1 電話 049-227-5101

越谷市保健所 越谷市東越谷 10-81 電話 048-973-7530

◆国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

(所沢市並木 4-1 TEL04-2995-3100)

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害があっても、誇りを持って生きることができるよう御本人、御家族の方、発達障害を知りたい方、発達障害に関わる方(支援者)に対して発達障害に関する信頼のおける情報をわかりやすく提供します。

◆埼玉県立精神保健福祉センター

(北足立郡伊奈町小室 818-2 TEL048-723-3333)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0606/>

- ・来所による相談:(さいたま市以外の県民) 予約電話 048-723-6811
精神保健福祉の問題を抱える御本人・御家族に来所による面接相談を行っています。(予約制)
- ・夜間休日の精神科救急医療相談:精神科救急電話 048-723-8699
月～金 17:00～翌日 8:30、土・日・祝日 8:30～翌日 8:30
夜間・休日における精神科救急医療に関する相談を電話で受け付けています。

◆発達障害の診療が可能な医療機関

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0614/>

精神科などの医療機関で、発達障害の診療を受けることができます。県発達障害総合支援センターのホームページで、県内で受診が可能な医療機関を紹介しています。

発達障害者の一般就労に向けた訓練機関一覧

※ 発達障害者の受け入れに対応できない場合があります。

◆障害者就労移行支援事業所（県内 122 か所・さいたま市を除く）

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる者に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施します。

事業所名	所在地	電話番号
プラスハート	上尾市緑丘 1-3-19	048-772-3522
すみれ事業所	上尾市中妻 5-32-41	048-777-6031
第2ぷちとまと	上尾市南字原山 13-3	048-788-2692
上平事業所	上尾市菅谷 49-1	048-777-2611
大石事業所	上尾市藤波 1-209-2	048-782-4177
ぷちとまと	上尾市上 911-3	048-770-0808
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚 148-1	048-781-2222
グローブ	上尾市上尾村 543-2	048-779-3621
すまいるラボ	上尾市瓦葺 2716 UR 尾山台団地 4-5-108・109	048-699-0381
ウェルビー朝霞台駅前センター	朝霞市浜崎 1-3-19-2 階	048-486-6577
朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	朝霞市上内間木 493-9	048-456-1400
リロード	朝霞市幸町 2-1-1 2F	048-468-5322
のびる作業所	入間郡三芳町北永井 381-1	049-293-2302
障害者自立支援施設やすらぎ	入間郡毛呂山町毛呂本郷 1221	049-276-1546
あいあい作業所	入間郡毛呂山町川角 449-1	049-295-3045
創和ユニット	入間市久保稲荷 1-27-4	04-2963-3927
桑の実クラブ	大里郡寄居町用土 2931-1	048-584-3848
チャレジョブセンター	桶川市若宮 1-2-16 伸光ビル 2 階	048-789-5300
わっくす	春日部市大場 1564-1	048-733-6871
ハローワールド春日部	春日部市粕壁東 1-2-19 玄養ビル 304	048-720-8243
ライトハウス春日部	春日部市中央 1-51-2 第6MKビル 4 階	048-731-5555
ウェルビー春日部センター	春日部市中央 1-4-6 オガワ第3ビル3階	048-884-8635

事業所名	所在地	電話番号
キャリア・サポート・パートナーズ	春日部市中央 1-8-7 フォビデト 2F	048-812-8677
ワークすみぎわ	加須市常泉 536-1	0480-65-1759
わかばハウス	加須市上崎 2701-1	0480-44-8808
かわぐち障害者就労支援施設詩膳	川口市幸町 1-5-17 川口みちのくビル 1 階	048-258-3731
かわぐち就労支援事業所 詩然Ⅱ	川口市芝 3-22-13	048-483-4733
ハートフル川口	川口市西川口 6-17-46	048-256-1117
ウェルビー西川口センター	川口市並木 2-11-20 フラワーメゾン安岡 1 階	048-240-6363
SAKURAわらびセンター	川口市芝新町 4-6 YS TOWER 6 階	048-260-3921
ジョブセンター川口	川口市本町 4-1-8 川口センタービル 4 階	048-227-3401
チャレンジド	川口市西青木 5-2-43 クサカビル	048-259-2960
すいーつばたけ	川口市安行 1132	048-291-5047
川口市心身障害福祉センター わかゆり学園	川口市赤井 1227	048-284-3450
エコボットあさひ	川口市東領家 4-8-6	048-227-4110
埼玉県済生会 ワークステーション西川口	川口市西川口 1-22-19 小林ビル 2 階	048-299-8830
みんと	川口市安行慈林 752-6	048-242-3835
ワークスしんあい	川越市中台南 1-4-7	049-246-3345
ワークセンターせんば	川越市仙波町 2-16-31	049-225-6360
ウェルビー川越駅前センター	川越市脇田本町 9-16-2 階	049-249-8070
ウェルビー川越駅前第 2 センター	川越市脇田本町 13-5 生命ビルディング 2 階	049-249-8770
ウェルビー川越駅前第 3 センター	川越市脇田本町 9-16 YK ビル 6 階	049-257-5193
川越いもの子作業所	川越市笠幡 1410	049-233-2940
就労支援 J a s t	川越市山田 1431-1	049-298-3303
ワークセンターけやき	川越市平塚新田 215-7	049-239-3389
Green Peas Factory	川越市新宿町 5-23-4	049-293-2528
Be happiness とおり町	川越市通町 5-4 第一山田ビル 302	049-277-5644

事業所名	所在地	電話番号
Melk 川越 office	川越市脇田本町 16-20 森田ビル 5 階	049-257-4213
障害福祉サービス事業所 かなで	北足立郡伊奈町西小針 6-124	048-788-2165
ゆめみ野工房	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 3-14-10	048-993-1110
てんとうむし北本	北本市北本 1-71TK ビル 2 階	048-507-6571
福祉アンテナショップ・ノア	行田市小見 1460-1	048-501-2355
行田のぞみ園	行田市緑町 13-31	048-553-3102
夢知無恥	行田市斎条 870	048-557-5888
レイズアップ	行田市前谷 504-1	048-594-6113
久喜けいわ	久喜市六万部 1435	0480-22-8788
W i l l ビジョン熊谷	熊谷市筑波 2-98	048-501-0800
チャレショップセンター熊谷	熊谷市桜木町 1-1-1 秩父鉄道熊谷ビル 1 階 D 室	048-578-8401
ララク遊	熊谷市下奈良 1561	048-599-3558
ジョブセンター熊谷	熊谷市桜木町 1-137 サンライズ桜木・堀口第2ビル	048-501-8917
夢工房翔裕園	鴻巣市下谷 41	048-540-5000
鴻巣職業訓練センター	鴻巣市鴻巣 1183-2	048-577-5592
ケアセンターかるぼす	鴻巣市吹上富士見 2-2-14	048-547-0121
ウェルビー新越谷駅前センター	越谷市南越谷 4-13-3 誠友ビル 3 階	048-990-5656
ウェルビー新越谷駅前第2センター	越谷市南越谷 1-12-11 イーストサンビル 2 3 階 C 室	048-990-5533
第3テイク	越谷市南萩島 210-1	048-940-6186
越谷市指定障害福祉サービス事業所 「しらこぼと」	越谷市増林 5830-4	048-965-6541
カルディアこしがや	越谷市南越谷 4-13-20 JOYSUMU 第2ビル 4 階	048-999-6703
カルディアこしがや駅前	越谷市赤山本町 8 番地 14 第一JMビル2F	048-999-6946
多機能型事業所ラボリ	坂戸市薬師町 27-9	049-227-3115
多機能型支援施設はばたき	狭山市新狭山 3-8-5	04-2968-6970
傍楽舎	志木市本町 5-24-1	048-470-5301

事業所名	所在地	電話番号
ウェルビー草加駅前センター	草加市氷川町 2101-1 シーバイオビル 3 階	048-929-7575
草加市障害福祉サービス事業所 つばさの森	草加市柿木町 1105-2	048-935-5678
キャリアカ 草加	草加市中央 1-1-12 松ロイヤルビル 4 階	048-954-7670
自立支援施設 武甲の森	秩父市寺尾 1476-1	0494-24-5553
さやか	秩父市山田 1199-2	0494-24-9951
鶴ヶ島ゆめの園	鶴ヶ島市上新田 256	049-287-1524
はまや鶴ヶ島作業所	鶴ヶ島市脚折町 6-25-10	049-299-5735
office HIRUGAO	鶴ヶ島市脚折字三角 1497-23	049-298-4947
きぼう工房	所沢市神米金 490-3	04-2990-5502
イーネクスト所沢センター	所沢市東所沢和田 2-23-5-102	04-2946-8431
LITALICO ワークス所沢	所沢市宮本町 2-11-11MOA5 1 階	04-2929-5221
ウェルビー航空公園駅前センター	所沢市喜多町 17-11 マッキンレービル 1 階	04-2920-2323
シャローム所沢	所沢市くすのき台 3-18-4 所沢 K・S ビル 4 階	04-2997-5180
すだち作業所	所沢市南永井 867-1 所沢総合食品地方卸売市場内	04-2945-1038
国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木 4-1	04-2995-3100
スイッチ・新所沢	所沢市松葉町 17-15 ニューアーバン第一ビル 4 階	04-2941-6628
アロハ	所沢市星の宮 2-3-35	04-2935-4863
戸田市立福祉作業所かがやき	戸田市笹目 2-9-1	048-471-9331
福祉工房さわらび	新座市堀ノ内 3-4-11	048-482-5155
スワン工舎新座	新座市菅沢 1-3-1	048-480-3367
福祉ファーム里山	蓮田市笹山 586-8	048-792-0696
チューリップ	羽生市上手子林 467	048-563-4060
共愛会職業センター	羽生市下川崎 1414	048-563-1041
就労移行支援事業所わかばの家	飯能市新町 2-10 ジョイステージ飯能 201 号	042-974-5836
ほかほかキャリア・アカデミー	飯能市双柳 1269-3	042-978-6348

事業所名	所在地	電話番号
就労支援センターZAC	東松山市小松原町 17-19	0493-24-1915
ワークレッシンあーとの国	東松山市材木町 23-2	0493-23-6688
やきとり りん	比企郡滑川町大字月輪 961-4	0493-62-1862
はまや都作業所	比企郡滑川町大字都 25-22	0493-59-9265
かわせみ	日高市栗坪 120-1	042-985-5354
はつらつ作業所	日高市下大谷沢 91-5	042-984-3226
ウッドワーク川本	深谷市本田 5243-1	048-583-5777
ナイスデイ	深谷市岡部 2014-1	048-585-4976
ジョブサポートはぶたえ	深谷市上野台 2504-1	048-571-3711
第2春日園	深谷市本田 3342	048-583-5451
ワークハウスエンゼル	深谷市今泉字山下 789-1	048-546-1230
入間東部むさしの作業所	富士見市上南畑 3262-1	049-252-5270
自立支援センターたんぼぼ	ふじみ野市大井武蔵野 1282-7	049-269-7005
陽	本庄市西富田 447-2	0495-71-9097
スカイノート本庄	本庄市見福 3-11-16	0495-71-8048
就労移行支援事業所ラ・ポルタ	三郷市早稲田 3-26-11	048-950-7315
アバンティ	南埼玉郡宮代町中央 2-4-28 田口ビル 3F	0480-53-4571
宮代町福祉作業所	南埼玉郡宮代町字百間 1121-1	0480-32-5589
あかりワークス姫宮	南埼玉郡宮代町川端 620-4	0480-48-6257
ひだまり工房	八潮市大曽根 531-4	048-951-5277
八潮ジョブトレーニングセンター	八潮市木曽根 1285-1	048-948-6090
ひだまり	吉川市川藤 155	048-991-9595
吉川フレンドパーク	吉川市中井 3-177-2	048-981-8833
蕨市多機能型事業所スマイラ松原	蕨市錦町 3-3-27	048-444-6647
シャローム和光	和光市丸山台 1-10-6 志幸 21 ビル 7階	048-451-3185

参考資料

職場で配慮が必要な発達障害者の特徴とその配慮例（雇用におけるポイント）

発達障害者は、以下のように職場で配慮が必要な場合があります。発達障害があっても、職場で理解者に恵まれ、周囲と調和がとれる環境があれば、社会人として求められる能力を十分発揮できる可能性が広がります。企業の皆様には、発達障害を正しく理解いただき、彼らを職場に受入れていただくための環境づくりに御協力をお願いします。

発達障害者に配慮した職場環境づくりは、それほど難しいことではなく費用もほとんどかかりません。発達障害者が働きやすい職場は、他の社員にとってもよい職場環境づくりにつながり、企業に独自性や多様性を与えて新たな可能性を生み出すチャンスにもなります。

《 発達障害者に力を発揮してもらうための配慮例 》

- ◆ やるべき仕事、理由、手順、役割分担を明確にする。
- ◆ 思わぬところで悩んでいることがあるのでコミュニケーションを大切に。
- ◆ ルールや決まりを大切にするので、変更があるときは前もって伝えておく。
- ◆ 良い評価は良い仕事に繋がる。
- ◆ 注意や指示は遠慮なく、落ち着いて、具体的に。
- ◆ 刺激を少なく、集中できる環境を用意する。
- ◆ 気疲れしやすいので時々ブレイクを。
- ◆ 1人でのいるのが好きな人も多いので、そっとしておいてもよい。
- ◆ 得意な仕事を見つける。
- ◆ 指示は口頭だけでなくメモやマニュアルを活用するとよい。
- ◆ 就労支援サービスを利用するなど、職場外の資源を活用する。

《 実際に行われた支援例 》

※ 以下は職場における支援・配慮の一例です。発達障害者の特徴は一人一人異なりますので、この事例によらず、個別の対応が必要となります。

種別	配慮前の状況	配慮の内容	配慮後の効果
配属部署の配慮	過去にアルバイトでレジ打ちに従事した際、お客様が並んだことに混乱してしまった。	新規に雇用する際、人事部がアルバイトでの体験を聞き、特性を見極めてデータ管理の部署に配属した。	勤怠管理のデータベースの入力、集計、統計作成などに従事し、雇用継続されている。
勤務時間の配慮	就職直後は、休憩時間を多くしないとストレスがたまり、長時間の勤務がこなせなかった。	週 12 時間勤務から始めて、徐々に就業時間を延長した。	1 年かけて週 30 時間労働まで増やし、職場定着に繋がった。

種別	配慮前の状況	配慮の内容	配慮後の効果
障害理解 ・受容による配慮	他の同僚が、発達障害のある方の考え方や行動を理解できず、対応方法に苦慮した。	幹部従業員が発達障害についての外部研修を受講し、各部署に向けて伝達研修を実施した。	発達障害の特性に関する従業員の理解が進み、発言や行動の理由を客観的に理解できるようになり、対応しやすくなった。
コミュニケーションの配慮	公共の場での振舞いや会話が不適切なため、クレームやトラブルが発生した。	本人に、どのように行動すればよいかを具体的に伝え、手本を見せたり会話の仕方の練習をしたりした。	振舞い、会話いずれについても適切な方法を覚え、実践できるようになった。
	連絡事項や作業指示が明確に伝わらない。暗黙のルールが理解できない。	全体朝礼後に、少人数での「ミニ朝礼」を実施した。また、掲示板を作成し、連絡事項を掲載した。	勘違いになる作業ミスが減少し、自信を持って作業できるようになった。また、集中力の持続やミスの回避に繋がった。
	仕事上の相談がうまくできず、ストレスを抱えていた。	上司が、2週間に1度15分程度の「コミュニケーションタイム」を設け、本人と打合せする時間を確保した。	上司が悩みや作業手法の提案を聞きだして本人の問題意識やイライラを解消し、仕事が円滑に進むようになった。作業の進め方に本人の意見を取り入れ、モチベーションアップにもつながった。
	報告や質問を誰にすればよいか分からず迷ったり自己判断で進めたりするためミスが発生した。	業務ごとに担当従業員を明確にし、表を作成して分かりやすく説明した。	迷いなく決められた担当従業員に報告等ができるようになり、業務上のミスが減少した。
	アポイントをとらず取引先を訪問し、受付を通らず担当者を訪ねて怒られてしまった。それがよくないことだと気づかなかった。	電子メールやFAXを利用したコミュニケーションをとるよう指示した。	人と対面しないで業務がすすめられるようになり、理解するための時間が取れることから、トラブルは少なくなった。
休憩時間の配慮	昼食後の休憩時間をうまく過ごせず、同僚と口論などのトラブルが発生した。	ゲームを準備し、全ての従業員が休憩時間に自由に参加できるようにした。	休憩時間にリラックスできるようになり、業務に必要な計算能力等が向上し、リーダーシップを発揮する場面も見られるようになった。ゲームを通じて、ルールの順守、助言しあうなどの対人コミュニケーションが養われた。
	仕事に集中するあまり休憩のタイミングを逃し、疲労がたまって体調を崩してしまった。	1時間に1度、携帯電話のアラームを鳴らして休憩を促すようにした。	体調を崩すことも少なくなり、安定して働くことができるようになった。

種別	配慮前の状況	配慮の内容	配慮後の効果
休憩時間の配慮	休憩時間に話しかけてきた同僚と会話が上手く続かず、トラブルとなった。	休憩時間には読書をしたり音楽を聴いたり1人で過ごせるようにした。	人に話しかけられる機会が減り、1人で過ごすことによりストレスが緩和された。
職務遂行上の配慮	口頭説明だけでは指示が理解できず、ミスや忘れ、同じ質問を繰り返す傾向がみられた。	担当業務の手順書やスケジュール表を作成した。視覚に訴える表示（棚の色分け、チェック表の活用）を行った。	手順書により、業務の理解が進み、スケジュール表で自己管理ができるようになった。視覚に訴える表示により、ミスが減少し、見通しを持った取り組みができるようになった。
	返品処理作業の一つ一つの工程で過度に確認を行うため、作業能率が上がらなかった。	どの工程でどの部分を確認すべきかを明確にし、工程ごとに2回確認することを提示した。	本人がミスしないことを実感できるようになり、作業能率が大きく向上した。当初の2倍以上の処理が可能となった。
	パソコン画面の明るさ、原色系の色などの刺激が強すぎて疲れてしまい、作業が辛く感じていた。	パソコンの画面輝度を下げ、表示ウィンドウを小さくすることで刺激を弱めた。	過敏性の困難が低減され、作業が上手くいくようになった。
	「大体でいいよ」「これくらい」といった具体性に欠ける指示が続いたため、商品陳列作業の理解が進まなかった。	商品の種類、量、並べ方等を具体的に指示するようにした。	作業への理解が進み、上達した。

【主な出典：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「発達障害者のための職場改善に関する好事例集」】

発達障害者の強み

発達障害者には、職場環境の配慮が必要な半面、次のような仕事上の強みを持つ方が多くいます。これらの強みが活かせる職場に配置したり、環境への配慮をしたりすることで、彼らは持てる力を発揮できるようになります。

- 豊富な専門知識・高レベルの技術
- ルーチンワークへの高い集中力
- 独特な発想・感性
- 作業の正確さ・厳密さ
- 細部への注意力
- 遅刻・欠勤の少なさ
- 強い就業意欲
- 手先の器用さ
- 作業への論理的アプローチ
- 事実及び数字に関する記憶力
- 作業に対する持続性
- ある分野で優れた能力を発揮

主な出典

このガイドブックの作成にあたり一部抜粋または参考にした資料です。
以下はすべて無料でダウンロードできます。

- 「発達障害のある人の雇用管理マニュアル」
（厚生労働省 発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会）
http://www.koyoerc.or.jp/investigation_research/245.html
- 「発達障害を理解するために～支援者のためのQ&A～」
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）
<http://www.nivr.jeed.or.jp/center/report/practice14.html>
- 「障害者雇用マニュアル 発達障害者と働く」
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）
http://www.jeed.or.jp/data/disability/employment/emp_ls_comic.html
- 「発達障害者のための職場改善好事例集—平成 23 年度障害者雇用職場改善好事例集の入賞事例から—」
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）
http://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/ca_ls/h23_kaizen_jirei.html
- 「テクノロジー（支援技術）を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する調査研究」
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）
<http://www.tetras.uitec.jeed.or.jp/research/detail?id=584>
- 「はじめからわかる障害者雇用～事業主のための Q&A 集～」
（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）
<http://www.jeed.or.jp/data/disability/qa/qa.html>



発達障害者の就労をすすめるための支援ガイドブック

【発行日】

平成29年9月1日

【連絡先】

埼玉県発達障害総合支援センター

〒330-0081 さいたま市中央区新都心 1-2

電話 048-601-5551

